○農林水産省告示第千二百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年五月十九日　第五号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ティコ　アメリカ合衆国　ウィスコンシン州　サン　プレーリー　テラコート　二千九百二

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

集成材、合板、単板積層材及び構造用パネル

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

アメリカ合衆国　ウィスコンシン州　サン　プレーリー　テラコート　二千九百二

○農林水産省告示第千二百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項において準用する同法第十七条の二第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年六月二十一日　第六号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ＡＰＡ－エンジニアード・ウッド協会　アメリカ合衆国　ワシントン州　タコマ市　南十九番通り　七千十一番地　九万八千四百六十六

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

合板、集成材、構造用パネル及び単板積層材

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

北米、南米、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランド

(2)　認定を行う事業所の所在地

アメリカ合衆国　ワシントン州　タコマ市　南十九番通り　七千十一番地　九万八千四百六十六

○国土交通省告示第八百十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において準用する第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年八月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ＳＧＳジャパン株式会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

二　変更する年月日

平成二十二年七月十五日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地

横浜事務所（本社）　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

東京事務所　東京都千代田区有楽町一丁目十番一号

○国土交通省告示第八百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月四日

国土交通大臣　前原　誠司

別表十二の項中、住所欄を「東京都千代田区富士見二丁目十四番三十六号」から「東京都千代田区富士見二丁目七番二号」へ改め、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄を「東京都千代田区富士見二丁目十四番三十六号」から「東京都千代田区富士見二丁目七番二号」へ改め、別表二十二の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄を「神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階」から「イ　横浜事務所（本社）　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階　ロ　東京事務所　東京都千代田区有楽町一丁目十番一号」に改める。

○東北地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月四日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市三和町渡戸字峠平一〇番一から同市三和町渡戸字峠平七三番一まで	前	一八・〇〇～六九・五〇メートル	〇・三六〇キロメートル
	後	二二・〇〇～六九・五〇メートル	〇・三六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月四日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	いわき市三和町渡戸字峠平三番一から同市三和町中寺字関所六番二まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月四日

○近畿地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市加古川町美乃利字金塚二三五番一から同市加古川町美乃利字石ヶ坪三二七番一まで	前	四〇・〇〇～八六・二〇メートル	〇・二九七キロメートル
	後	四〇・〇〇～七八・八〇メートル	〇・二九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	加古川市加古川町美乃利字金塚二三五番一から同市加古川町美乃利字石ヶ坪三二七番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月四日